

業務指示書

パプアニューギニア国気候変動対策のためのPNG森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月11日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタン

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者か補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林リモートセンシング・森林情報整備に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／森林リモートセンシング／森林GIS）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：森林リモートセンシング／森林GISに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林データベース】

- 1) 類似業務の経験：森林データベースに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パプアニューギニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PGK1 = 37.028 円 , US\$1 = 102.58

円 , EUR1 = 142.01

円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 7月 2日(水) 14:00 ~ 16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 2F 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/森林リモートセンシング/森林GIS
森林データベース

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

53.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月10日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

パプアニューギニア国気候変動対策のためのPNG森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力 / 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/森林リモートセンシング/森林GIS	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林データベース	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

パプアニューギニア(以下、「PNG」)は世界有数の熱帯雨林を有する国であり、その森林は輸出品目として重要な木材生産の場であるとともに、豊かな生物多様性を有している。また、近年はそれら森林が気候変動の緩和へ果たす役割も大きく期待されている。一方、PNGの森林面積は1972年から2002年の間に国土全体の82%から71%に減少したと言われており、森林減少・劣化は深刻な課題となっている。

これに対処するため、我が国の環境プログラム無償資金協力(以下、「環プロ無償」)による資機材の供与が2010年より開始され、これと連携して、2011年3月から2014年3月までの3年間の予定で技術協力プロジェクト「気候変動対策のための森林資源モニタリングに関する能力向上プロジェクト」(以下、「先行プロジェクト」)が実施された。これらの取組により、全国レベルの森林基盤図の整備や国家森林資源情報管理システム(NFRIMS; National Forest Resource Information Management System)が立ち上げられ、これまで未更新であった森林被覆情報や森林蓄積情報などについて最新の現況を把握することが可能となった。

また、先行プロジェクトを通じて、PNG森林公社(PNGFA; PNG Forest Authority)の能力強化は着実に図られてきているところであるが、森林被覆情報や森林蓄積情報などを定期的に更新していくために必要な能力の向上や森林モニタリングの効率的な実施、また、気候変動に関連した森林関連情報の報告体制の整備など対処すべき課題が残されており、そのためにはNFRIMSを更に強化・拡充し、NFRIMSを情報基盤として、PNGFAの施策や業務に活用できる体制を整備する必要があった。

かかる背景のもと、PNG政府から我が国に対し、「気候変動対策のためのPNG森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)の要請があった。本要請を受けて、JICAは2014年1月に詳細計画策定調査を実施し、協力のフレームワークについてPNG政府と合意し、同年3月20日にその内容を示した討議議事録(R/D: Record of Discussions)の署名・交換を行った。

これに基づき、2014年8月より2019年8月までの5カ年の期間で、PNGFAをカウンターパート(C/P)として、本プロジェクトが実施される予定である。JICAは長期専門家としてチーフアドバイザー/森林管理/気候変動と森林計画/業務調整の2名を派遣する(2014年8月~2019年8月)こととしている。

本業務は、上記R/Dに基づき、長期専門家と協力して、PNG全土を対象としたリモートセンシングを利用した森林資源モニタリングシステムの設計・導入と、

関係者の技術能力を向上することを目的として実施することとする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

PNG における森林が持続的に保全・管理され、気候変動に対する緩和策・適応策が促進される。

(3) プロジェクト目標

持続可能な森林管理と気候変動対策の推進にむけて、森林情報の継続的な更新と森林資源情報管理システムの運用及び活用のための PNGFA の能力が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1 PNG 森林資源情報管理システム (PNG-FRIMS: PNG-Forest Resource Information Management System) が拡充・強化される。

成果 2 PNG-FRIMS の着実な運用により国家森林計画、州森林計画、森林施業計画及びそのモニタリング実施体制が改善される。

成果 3 REDD+に取り組むための森林情報が整備される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

以下の活動のうち、1-1、1-4、1-6 については長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。また、1-2、1-3、1-5 については長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施し、1-7 から 1-10 についてはコンサルタントが主体となって実施する。

1-1 PNG-FRIMS に追加すべき情報について検討し、特定する。

1-2 PNG-FRIMS の拡充・強化に向けた基本設計を行う。

1-3 森林被覆図の更新方針について検討を行う。

1-4 森林の蓄積量に関する情報の整備・更新方法について検討を行う。

1-5 既存及び調査中の森林資源の地上サンプルプロット情報について活動 1-3 及び 1-4 への反映を検討する。

1-6 必要に応じ、活動 1-3 及び 1-4 以外の情報の整備方法について検討する。

1-7 活動 1-1 から 1-6 に基づき新たな PNG-FRIMS を試作する。

- 1-8 仮運用を行い、新たな PNG-FRIMS を完成させる。
- 1-9 データ収集を含めた PNG-FRIMS の運用マニュアルを整備する。
- 1-10 PNG-FRIMS 運用に必要なリモートセンシング/GIS やデータベースに関して、PNGFA 及び他の協力機関職員の技術水準の維持・向上を図るための訓練を行う。

【成果 2 に係る活動】

長期専門家により実施される森林計画システムの現状のレビューを踏まえ、以下の活動について長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

- 2-1 パイロットエリアにおいて、PNG-FRIMS を活用した森林施業計画の評価、指導、審査（もしくは作成）、モニタリングに至る一連の業務を試行する。
- 2-2 パイロットエリアでの成果の普及のために、PNGFA 職員と協力機関を対象にしたトレーニング WS を開催する。

【成果 3 に係る活動】

以下の活動のうち、3-1 については長期専門家の助言を得つつコンサルタントが主体となって実施し、3-2、3-3、3-4 については長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

- 3-1 参照排出レベルと参照レベル算出における PNG-FRIMS の活用方法を検討する。
- 3-2 プロジェクトレベルの REDD+事業実施において必要な森林資源情報について、PNG-FRIMS の活用により PNGFA が提供可能な情報を特定する。
- 3-3 PNG 政府により組織された気候変動関係の委員会に対して技術的なインプットを行う。
- 3-4 PNGFA その他組織に対し、REL/RL の計測・報告について、技術水準の維持向上のための訓練を行う。

(6) 対象区域

本プロジェクトの対象地域は PNG 全域であるが、主な活動はポートモレスビーにて実施する。なお、成果 2 に係る PNG-FRIMS の活用を通じた一連の森林計画関連業務の改善・改良等については、パイロットエリアでの実践・施行を通じて取り組んでいく必要がある。R/D に基づき、本プロジェクト開始後にミルンベイ州及び西ニューブリテン州を含めたパイロットエリア州が選定される予定である。選定の際には PNGFA に助言を行うとともに、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

(7) 関係官庁・機関

PNG 森林公社

3. 業務の目的

「気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」に関し、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に資する。

4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 3 月 20 日に PNG 政府と締結した R/D に基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方法及び留意事項

(1) 長期専門家との連携

本プロジェクトに派遣される 2 名の長期専門家(2014 年 8 月に着任予定)は、PNG の森林政策における本プロジェクトの位置づけや基本方針についての検討等を C/P と行う。本コンサルタントは主として個々の技術的な課題等に関して、長期専門家と十分な連携を図りつつ、プロジェクトの目標達成のために業務を行うこととする。

(2) 他ドナーとの連携

PNGFA に対する JICA 以外からの支援としては、UN-REDD (FAO) が 2013 年 10 月より 3 年間の計画で支援を開始しており、PNGFA、気候変動開発局などに対して国家 MRV (計測・報告・検証) システム開発、森林減少要因評価、低減策の試行・モニタリングのための能力強化などが行われる予定である。UN-REDD からの支援には全国森林インベントリ (以下、「NFI」) の実施のための方法決定と計画策定までが予定されており、現地調査については EU 予算による NFI プロジェクトが予定されている (2014 年開始予定)。また、豪州政府農林水産省が PNGFA に対し、伐採量データ管理のための意思決定支援システム (以下、「DSS」) の開発支援を行っており、システム構築を終了させている。DSS は 2014 年中の州レベルでの運用開始を目指している。

森林インベントリ情報や温室効果ガスの参照レベル算出などでは UN-REDD との情報共有、連携が望まれるが、先行プロジェクトでは PNGFA 職員、JICA 専門家、UN-REDD 専門家が連携を密にとりながら事業を実施しており、本プロジェク

トにおいても同様の関係を継続することが期待される。豪州政府の支援により開発された DSS は 2014 年に州レベルでの運用開始を予定しているが、これは伐採量情報を主として扱う伝票・帳簿・台帳システムであり、GIS と統合された森林資源データベースとしての PNG-FRIMS との連携が期待される。

(3) 関係機関間の連携促進

プロジェクトの目標を達成するためには、C/P への支援のみならず、PNG 政府の気候変動開発局、UNDP、FAO、AusAID、EU、パプアニューギニア大学、技術大学等 C/P 以外の関係機関との協力体制が構築されることが重要であるので、これら関係機関との連携を積極的に行うこと。また、気候変動開発局が主催する REDD+ワーキンググループ等へ参加し、技術的な観点から適切な貢献を行うことにより、関係組織間の連携、調整に努めること。

(4) ワークショップによる成果普及

本プロジェクトにおいてはその成果を関係者間に広く普及するために、2 年目以降年 1 回の頻度でワークショップを開催することを想定している。長期専門家と共同で、資料作成、議事録の作成、プレゼンテーションの実施等のワークショップ開催に関する業務を行うこと。

なお、ワークショップ開催にかかる費用については別途 JICA が手当てするため、本契約にて経費の計上の必要はない。コンサルタントは実施における側面支援を行うこと。

また、先行プロジェクトから本プロジェクトへの展開は、JICA が他国で実施している同様のプロジェクトにとって参考となる部分が多々あることから、プロジェクト実施にあたっては、外に向けての積極的な情報発信、情報共有をおこなうこと。

(5) NFRIMS と PNG-FRIMS の関係

先行プロジェクトにおいて立ち上げられた NFRIMS と、本プロジェクトで拡充・強化を図ることとしている PNG-FRIMS は同一のシステムである。本プロジェクトの詳細計画策定の際、JICA と PNG 政府との間の協議の結果、NFRIMS から PNG-FRIMS への名称変更を行ったものである。

(6) 人材育成

本プロジェクトにおける技術指導の対象者には、PNGFA の森林政策計画部、プロジェクト割当部、フィールドサービス部、パイロットエリア州を管轄する PNGFA 方面事務所、PNGFA 州事務所を含めることとする。

(7) 会議への出席

本プロジェクトに関連する以下の会議に出席し、会議資料及び議事録の作成、提出を長期専門家と共同で行うこと。また、会議を円滑に進めるため、利用可能な視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明すること。なお、以下の（ア）の目的及び参加者等に関しては、本プロジェクトの討議議事録（R/D）を参照すること。なお、会議の開催にかかる費用については別途 JICA が手当てするため、本契約にて経費の計上の必要はない。

- （ア）合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）
- （イ）進捗報告ならびに今後の実施方針・計画の検討に関する会議（業務進捗報告書提出時）
- （ウ）進捗報告ならびに以降の活動方針・計画の検討に関する会議（業務中間報告書提出時）
- （エ）プロジェクト活動報告に関する会議（業務完了報告書提出時）
- （オ）重要事項等の検討のために開催されるその他会議（日本国内での会議を含む。）

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA PNG 事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、以下の各活動を実施すること。現地作業については C/P への OJT を通じた実践的な能力の向上に留意すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があればプロポーザルで提案すること。

(1) 国内準備作業

インセプションレポート（Ic/R）案を作成し、JICA 地球環境部の承認を得る。

(2) 現地作業

ア JICA PNG 事務所に対して Ic/R 案を説明した後、JCC に参加し、PNG 側に Ic/R 案を説明・協議し、承認を得る。

イ C/P に対する技術移転・指導計画について C/P と協議し、具体的目標を明記した担当別技術移転計画を策定する。

ウ 成果ごとの活動は以下を想定している。

【成果 1 に係る活動】

（ア） PNG-FRIMS に追加すべき情報について、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

（イ） 長期専門家の助言を得つつ、PNG-FRIMS の拡充・強化に向けた基本設計

を行う。

- (ウ) 森林被覆図の更新方法について、長期専門家の助言を得つつ、以下の活動を行う。
 - (a) リモートセンシングによる森林面積変化把握の基本設計の実施
 - (b) リモートセンシングデータの加工・解析の試行
 - (c) リモートセンシングデータ以外に必要な追加・補足情報の特定
 - (d) 森林被覆図の更新手法に関するマニュアルの整備
 - (e) 本プロジェクトにおいて特定されたパイロットエリアを対象とした森林被覆図の更新
- (エ) 森林の蓄積量に関する情報の整備・更新方法について、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。これには以下の活動を含むものとする。
 - (a) PNG-FRIMS における施業履歴や植生種別等に基づく新たな森林区画単位の設定方法の検討
 - (b) PNG-FRIMS への森林成長モデル（例えば PINFORM）の導入方法の検討
 - (c) 上記 (a) (b) に基づく伐採量・成長量を記録・計算するデータベースの設計・開発
- (オ) 既存及び調査中の森林資源の地上サンプルプロット情報について、長期専門家の助言を得つつ、上記 (ウ) 及び (エ) への反映方法を検討する。
- (カ) 必要に応じ、上記 (ウ) 及び (エ) 以外の情報の整備方法について検討を行う場合、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。
- (キ) 上記の活動に基づき新たな PNG-FRIMS を試作する。
- (ク) 新たな PNG-FRIMS の仮運用を行い、完成させる。
- (ケ) データ収集を含めた PNG-FRIMS の運用マニュアルを整備する。
- (コ) PNG-FRIMS 運用に必要なリモートセンシング/GIS やデータベースに関して、PNGFA 及び他の協力機関職員の技術水準の維持・向上を図るための訓練を行う。

【成果2に係る活動】

- (ア) 本プロジェクトにおいて特定されたパイロットエリアにおける PNG-FRIMS を活用した森林施業計画の評価、指導、審査（もしくは作成）、モニタリングに至る一連の業務の試行に関し、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。これには以下の活動を含むものとする。
 - (a) 森林施業計画の評価、指導、審査（もしくは作成）、モニタリングにおける PNG-FRIMS の活用方法の検討
 - (b) 森林施業計画の評価、指導、審査（もしくは作成）、モニタリングの実務研修を通じた、森林施業計画に関する一連の業務の試行
 - (c) 上記 (b) の結果に基づく、森林施業計画に関する一連の業務における

PNG-FRIMS の活用方法の確定

- (イ) パイロットエリアでの成果の普及のために、PNGFA 職員と協力機関を対象にしたトレーニング WS の開催に関し、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

【成果3に係る活動】

- (ア) 参照排出レベルと参照レベル (FREL/FRL) 算出における PNG-FRIMS の活用方法につき、長期専門家の助言を得つつ検討する。
- (イ) プロジェクトベースの REDD+プロジェクト実施において必要な森林資源情報について、PNG-FRIMS の活用により PNGFA が提供可能な情報の特定に関し、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。
- (ウ) PNG 政府により組織された気候変動関係の委員会に対して行う技術的なインプットに関し、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。
- (エ) PNGFA その他組織に対して行う FREL/FRL の計測・報告に係る技術水準の維持向上のための訓練に関し、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援を行う。

(3) 成果の中間とりまとめ (2017年2月頃)

- ア 上記現地作業の事業成果 (担当別技術移転計画の進捗を含む) をモニタリング・評価する。
- イ JCC において、長期専門家、C/P とともに PNG 政府関係者等に対して活動結果を報告するとともに、これまでの活動から得られた教訓等を踏まえ以降の活動計画 (案) について説明しコメントを得る。JCC での協議内容を踏まえ、業務進捗報告書を作成し、JICA PNG 事務所及び PNG 側関係者に提出・報告する。

(4) 成果の最終取りまとめ

- (ア) プロジェクト終了時に C/P と合同で、プロジェクト全体の活動成果を評価し、業務完了報告書 (案) に取りまとめる。プロジェクトで構築された森林資源モニタリングシステムは、協力終了後に継続・発展することが前提であることから、それに係る提言について長期専門家及び PNG 側と十分検討し合意されたものを記載すること。
- (イ) プロジェクト終了時に開催される JCC において、長期専門家とともにプロジェクト完了報告を行うとともに、協力終了後の森林資源モニタリングシステムの方向性について協議し、共通理解を得る。JCC で出されたコメントは業務完了報告書に反映させ、最終版として JICA PNG 事務所及び PNG 側関係者に提出・報告する。

7. 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、リモートセンシング、森林 GIS、気候変動等の分野に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、PNG 国内において講義または実習を担当する人的リソースや適切な研修環境の確保を行うこととするが、リモートセンシングや森林 GIS など、本邦での技術移転が必要な一部の分野については本邦にて研修を行うこととする。具体的には、C/P の能力向上を目的として年 1 回の頻度で 3 名程度の研修員を本邦に受け入れ、2~3 週間の研修を行う。コンサルタントは本業務の趣旨を十分に理解し、C/P と協議の上、研修計画を作成し、JICA の合意を得た上で研修を実施する。なお、当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2014 年 4 月）」を適宜参照の上、積算を行うこと。主な研修に係る業務は以下の通り。

- (ア) 研修内容の概定
- (イ) 研修参加者の選定と関係機関の調整
- (ウ) 研修受講者等からの情報収集による要改善点の把握
- (エ) 研修成果の業務への活用促進

8. 資機材調達等に係る業務

本プロジェクトにおいては、下記の機材を調達する予定である。下記の機材を含め、プロジェクト実施過程において調達の必要な資機材が生じた場合は、その資機材について提案を行い、資機材調達の際はスペック・数量の決定等技術的な観点から JICA を支援することとする。資機材の提案、調達手続の支援に関しては、C/P 機関及び長期専門家と協議の上、PNG におけるアフターサービス等の事情に即したものとすること。

【2014 年度中を予定】

- ・車両（乗用・4WD）×2 台（パイロット州対象）
- ・訓練調査用資機材（フィールド用簡易 GPS 等一式）

【2015 年度中を予定】

- ・リモートセンシングデータ

9. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、以下のうち業務完了報告書（最終）とする。

業務完了報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、

章毎改頁の編集及び簡易製本とする。報告書の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

No.	報告書名	部数	提出期限
1	インセプションレポート (Ic/R)	英文 20 部 (先方へ 10 部) 和文 5 部	業務開始から 1 か月以内
2	業務進捗報告書 (第 1 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2015 年 2 月
3	業務進捗報告書 (第 2 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2015 年 8 月
4	業務進捗報告書 (第 3 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2016 年 2 月
5	業務進捗報告書 (第 4 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2016 年 8 月
6	業務中間報告書	英文 20 部 (先方へ 10 部) 和文 5 部 報告書の CD-R (英文・和文)	2017 年 2 月
7	業務進捗報告書 (第 5 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2017 年 8 月
8	業務進捗報告書 (第 6 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2018 年 2 月
9	業務進捗報告書 (第 7 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2018 年 8 月
10	業務進捗報告書 (第 8 号)	英文 8 部 (先方へ 5 部) 和文 3 部	2019 年 2 月
11	業務完了報告書 (最終) (案)	英文 20 部 (先方へ 10 部) 和文 10 部	2019 年 7 月
12	業務完了報告書 (最終) * 最終成果品	英文 20 部 (先方へ 10 部) 和文 10 部 報告書の CD-R (英文・和文)	契約終了時
13	業務完了報告書 (最終) (要約)	英文 20 部 (先方へ 10 部) 和文 10 部 報告書の CD-R (英文・和文)	契約終了時

【報告書作成の留意点】

- ア 固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- イ 英文により作成される報告書は、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ウ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- エ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- オ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合には、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては JICA と受注者で協議、確認する。

1) インセプションレポート (Ic/R)

ア プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

* 本パートについてはプロジェクト説明用のパンフレットとして利用することを想定。

イ 業務実施方針（技術移転計画を含む）

ウ 業務実施の内容と方法（作業項目、手法、結果及び全体概念図等）

エ 作業計画（作業フローチャート、日程、業務工程、要員配置計画等）

オ プロジェクト実施体制（C/P の配置等も含む）

カ 提出する報告書

キ 必要なデータと入手方法

ク 便宜供与依頼事項

ケ その他必要事項

コ 附属資料（R/D、ミニッツ等）

2) 業務進捗報告書（第1号～第8号）

定期的に C/P 機関と活動の進捗についてモニタリングを行うとともに、確認された内容に基づき、業務進捗報告書を作成し、JICA PNG 事務所及び PNG 側関係者に提出する。内容について JICA から指摘があった場合には、適宜修正を加えること。また、以下の内容を含むこととする。

ア 当年度業務の進捗状況

イ 実施上の課題と対応方針

ウ 今後半年間を目途とした事業モニタリング計画

エ 今後半年間を目途とした C/P 及び現地コンサルタント（雇用した場合）等の活動計画

3) 業務中間報告書

業務中間報告書については業務開始時から 2017 年 2 月までの活動期間を対象とし、下記事項を含む報告書を提出するものとする。なお、業務中間報告書の作成にあたっては、2017 年 2 月までに長期専門家と協議の上、JICA 及び PNG 側に提出する。内容について JICA より指摘があった場合は、適宜修正を加えること。

- ア 業務の実施方法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由）
- イ 課題と対応方針
- ウ 協力の成果（当該期間の成果達成状況等についての概要説明）
- エ 相手国との会議議事録、国内における会議議事録等
- カ その他必要事項
- キ 以降の活動計画

4) 業務完了報告書（プロジェクト終了時）

プロジェクト終了までに当該契約業務に関する業務完了報告書（案）を作成し、先方政府ならびに JCC への説明及び内容に関する協議を行う。この協議結果を踏まえ業務完了報告書を修正の上、JICA PNG 事務所、C/P に最終案を報告し合意を得るものとする。また JICA 地球環境部が開催する会議で、長期専門家と共同で業務完了報告書に基づく最終報告を実施することとする。なお、報告書は契約の履行期間開始以降終了時までの期間を対象とし、下記事項を含むものとする。

- ア プロジェクトの背景
- イ プロジェクトの目的
- ウ プロジェクトの成果一覧（PDM にもとづいた成果の達成状況）
- エ 活動実施スケジュール（実績）
- オ 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- カ 研修実施実績（研修分野、研修期間、研修参加者数、研修概要等）
- キ 現地業務費実績（年度ごとの金額実績、再委託業務の成果等）
- ク プロジェクト実施上の工夫、教訓
- ケ 今後の PNG 国におけるリモートセンシングを利用した森林モニタリングに関する提言
- コ 技術協力成果品
 - （ア）森林被覆図の更新手法に関するマニュアル
 - （イ）PNG-FRIMS の運用マニュアル
 - （ウ）過去の森林炭素蓄積量の変化推計
 - （エ）REDD+の参照排出レベルの試行的推計

(2) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程計画

本業務は2014年8月下旬に開始し、60か月後の2019年8月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：全体 61.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 森林リモートセンシング/森林GIS（3号）
- 2) 森林データベース（3号）
- 3) データベース管理

ア 森林リモートセンシング/森林GIS

リモートセンシングについての高度な技術及びREDD+の国際的な動向を踏まえた技術的知見が求められるため、当該分野における最先端の知見を有している必要がある。また担当分野に関し、PNG政府との協議や国内支援委員会等において受注者の見解を述べ議論を行うことが期待されるため、優れたコミュニケーション及びプレゼンテーション能力が求められる。GISの森林管理分野での活用についての高度な知見が求められる。

イ 森林データベース

C/PであるPNG森林公社は既存の森林インベントリシステムを保有しているほか、UN-REDDプログラムや豪州政府の支援によるデータベース構築等が進められていることから、多様なデータベースを一元化あるいはデータシェアが可能なシステムを構築するための知見を有することが求められる。

また、PNGFAの方面・州・現場事務所レベルの情報を中央である本部に集約するためのシステム構築も必要であるため、ウェブGIS等の双方向インターフェース構築に係る知見を有することが求められる。

3. 相手国側の便宜供与

討議議事録 (R/D) を参照のこと。

4. 閲覧資料

プロポーザル作成に際して、以下の資料の閲覧が可能である。

- ・「気候変動対策のための森林資源モニタリングに関する能力向上プロジェクト」業務完了報告書
- ・「気候変動対策のための PNG 森林資源情報管理システムの活用に関する能力向上プロジェクト」詳細策定調査報告書 (案)

【閲覧希望の場合の問い合わせ先】

地球環境部 森林・自然環境保全第一課 (03-5226-9528)

5. 現地再委託

現地再委託により実施する業務は想定していない。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA PNG 事務所、在パプアニューギニア日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための PNG 国関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA PNG 事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

7. 宿泊

宿泊施設は JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては原則 JICA が指定する宿泊施設を利用することとするが、これら宿泊施設のキャパシティが足りない場合は、事前に JICA PNG 事務所と協議すること。パプアニューギニア内で、以下の都市・地域に宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、以下に掲げる調整単価を設定している。宿泊料の積算にあたっては同単価を用いること。

#	都市・地域名等	調整単価 (円)
1	ポートモレスビー	27,300
2	レイ	22,300
3	マダン	17,300
4	バニモ	17,300
5	マヌス	17,300
6	カビエン	17,300
7	キンベ	17,300

8	ブカ／アラワ	17,300
9	マウント・ハーゲン	17,300
10	西部州	17,300
11	ポポンデータ	17,300

なお、上記の調整単価は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性がある。

8. 渡航に係る航空便

パプアニューギニアへの渡航に関しては、特段の理由がない限りニューギニア航空の成田（日本）－ポートモレスビー（パプアニューギニア）間の直行便を利用すること。

9. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

－以 上－